

Pay-easy（ペイジー）利用規定

第1条（本サービスの内容）

税金・各種料金払込サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」を利用して当社所定の収納機関に対して国庫金（税金、行政手数料等）や地方税、公金等の各種料金を払込いただけるサービスです。

第2条（本サービスの利用）

1. 本サービスを利用する際は、当社所定の手続きにしたがって行うものとします。
2. 本サービスは、当社が依頼内容を確認し、振込資金、当社所定の手数料の受領を確認したときに成立するものとします。
3. 本サービスに係る契約が成立したときは、当社は払込依頼内容に基づいて収納機関に通知します。
4. 本サービスに係る契約の成立後には、依頼内容の変更又は取消を受付けないものとします。
5. 当社は、お客さまに対し本サービスにかかる領収書を発行いたしません。
6. 本サービスの利用時間は、当社が別途定める利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当社の定める利用時間内でも利用できない場合があります。また、利用時間内であっても、当社が収納機関に内容を確認する等の際に当社所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、お取り扱いできない場合があります。
7. 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。
8. 収納機関からの連絡により、一度受け付けた振込について、取消しとなる場合があります。
9. 本サービスの利用にあたっては、当社所定の手数料を、お客さまの円普通預金口座から別途引き落とします。
10. 次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスをご利用いただけません。
 - (1) 依頼内容に基づく払込資金等を満たす資金を当社が受領できない場合
 - (2) 1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が、当社所定の上限額を超える場合
 - (3) 本サービスを預金口座からの振替えで行うにあたり、指定の預金口座が解約済みの場合
 - (4) 本サービスを預金口座からの振り替えで行うにあたり、指定の預金口座に関して支払停止の届け出があり、それに基づき当社が所定の手続きを行った場合
 - (5) 差押等やむをえない事情があり当社が不相当と認めた場合
 - (6) お客さまからの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合

(7) 収納機関から納付情報または請求情報についての当社所定の確認ができない場合

(8) その他前各号に準じる事由があった場合

1 1.前項各号に掲げる事由のほか、収納機関が指定する項目が当社所定の回数以上、誤って入力があった場合は、各種料金払込の利用を停止する場合があります。

第3条（本サービスに係るサービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または取扱いの中止もしくは終了することができるものとします。

第4条（免責事項）

1. 通信手段の障害等当社の責によらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等、裁判所等公的機関の措置等、当社以外の金融機関の責に帰すべき事由、または天災・火災・騒乱等の不可抗力により、当社のバンキングサービスの提供が遅延したり不能となった場合、または当社が送信した口座情報に誤謬・漏洩等が生じた場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

2. 通信経路における取引情報の漏洩等公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さまの暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

3. 当社が定める本人確認手続を行ったうえで送信者をお客さまと認めて取り扱いを行った場合は、端末、暗証番号、ログインパスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

4. 当社または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

5. 当社以外の金融機関または収納機関の責に帰すべき事由が生じた場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

第5条（譲渡、質入れの禁止）

本サービスにかかるお客さまの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第6条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第7条（本規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化、その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。